
| | |
|--------|---------------------------------------|
| プロジェクト | 金融資産の減損に関する会計基準の開発 |
| 項目 | 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い（ステップ4） |

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ4を採用する金融機関における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ4における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ4の目的を再確認したうえで、ステップ4に関する審議の進め方として次のことを提案した。

(1) IFRS 第 9 号を出発点として、これまでステップ2 及びステップ3¹に関して審議してきた論点のうち、「実務負担に配慮」する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出する。

(2) 上記(1)で抽出された論点に関して、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して

¹ ステップ3 では「ステップ2 を採用する金融機関の貸付金以外への予想信用損失モデルの適用の検討」を行うとしている。

取り入れるかについて議論を行う。その際、「適切な引当水準を確保」する観点から、国際的な会計基準との比較において引当水準が大きく下回る結果とならないように IFRS 第 9 号の定めを一部見直して取り入れることによる影響をあわせて検討する。

4. 第 515 回企業会計基準委員会等では、ASBJ 事務局が提案した論点²のほか、次の論点についてステップ 4 において追加検討することを提案する意見が聞かれた。

(1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

5. また、これまでの審議を踏まえると、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いには次の論点が含まれると考えられる。

(1) 償却原価の償却方法

(2) 予想信用損失の認識及び測定

6. 本資料では、前項のステップ 4 を採用する金融機関における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する論点について、ASBJ 事務局による分析及び提案をお示しする。

III. 償却原価の償却方法

関連する IFRS 第 9 号の定め

7. IFRS 第 9 号では実効金利法により償却原価及び金利収益を算定するとされている (IFRS 第 9 号 5.4.1 項及び付録 A)。

ASBJ 事務局の分析

(ステップ 4 の取扱いに関する検討の方向性)

8. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券をセカンダリー・マーケットで取得することが多い

² ステップ 4 において検討する論点に関して、ASBJ 事務局からはまず特に実務上の負担が重いと考えられる論点として次の論点に焦点を当てて検討することを提案した。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大 (SICR) の判定

(2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

(3) 実効金利法に関連する論点 (含む、金融商品の測定に関する論点)

と考えられる。購入された債券については、取得価額と債券金額との間に差額が生じる場合があり、当該差額の取扱いについて償却原価の償却方法に関する課題が生じると考えられる。

9. 償却原価の償却方法に関して、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者からは次の意見が聞かれている。

- (1) 償却原価の償却方法に関して、現行実務では定額法を採用している場合が多いことを考慮いただきたい。

10. この点、ステップ3では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法に関して、原則としてIFRS第9号の定めを取り入れて利息法とし、外部格付が投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券は除く。）（以下「投資適格に該当する債券」という。）については定額法を適用することをオプションとして認めることを提案した³。当該オプションについては異論が聞かれているものの、これにより一定程度「実務負担に配慮」することができると考えられる。

しかしながら、強い懸念が示されていることを踏まえると、ステップ4において当該オプションだけでは十分な対応とはならない可能性があると考えられる。

11. これに関連し、第519回企業会計基準委員会（2024年2月5日開催）及び第211回金融商品専門委員会（2024年1月29日開催）では、ステップ4の目的である「実務負担に配慮」する観点を重視し、実務上の便宜として、購入された債権（購入された信用減損金融資産を除く。）に関する償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

12. 上述のとおり、仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法に関するIFRS第9号の定めを取り入れるとした場合には、購入された債権（貸付金）と比較して、より大きな実務負担を生じさせる可能性があると考えられるため、ステップ4の目的である「実務負担に配慮」する観点を重視し、実務上の便宜として、投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用することを認めるオプションを設けることが考えられる。

（「適切な引当水準を確保」する観点からの分析）

³ ステップ3における取扱い（ステップ2を採用する金融機関における取扱い）については、ステップ4を検討した後改めて検討することを予定している。

13. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションは、予想信用損失モデルの対象となる金融資産の測定に影響するものであることから、当該オプションを設けたとしても、IFRS 第9号の原則に従って算定された引当水準と同じ引当水準が確保されると考えられる。
14. ただし、予想信用損失に係る現在価値の巻戻しによる損益は利息法により認識される一方、当該オプションを適用した場合、予想信用損失モデルの対象となる金融資産に係る現在価値の巻戻しによる損益は定額法で認識されるため、損益に関してミスマッチが生じることとなる。
15. この点、ステップ4のより実務負担に配慮した会計基準を目指すという目的を踏まえ、前項に記載したミスマッチが生じたとしても、当該オプションを設けることは利害関係者のコスト及び便益の観点からは許容されると考えられる。

ASBJ 事務局の提案

16. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4では、より「実務負担に配慮」する観点から、実務上の便宜として、投資適格に該当する債券に限定せず、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第8項から第16項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

IV. 予想信用損失の認識及び測定

関連する IFRS 第9号の定め

17. IFRS 第9号では、すべての金融商品に同じ減損モデルを適用することとされており、償却原価 (AC) 又はその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定される (負債性) 金融商品に分類された債券⁴については、一般的なアプローチにより予想

⁴ FVOCI で測定される負債性金融商品の予想信用損失の認識に関する具体的な会計処理及び開示については、別紙1を参照いただきたい。

信用損失を測定する対象とされている（IFRS 第9号5.5.1項から5.5.3項）。

18. ここで、FVOCIで測定される（負債性）金融商品に分類される金融資産は、予想信用損失モデルに基づく減損利得又は減損損失を純損益に認識し、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除いた公正価値の変動は、その他の包括利益に認識しなければならないとされている（IFRS 第9号5.7.10項）。
19. また、IFRS 第9号では、予想信用損失モデルの対象となる金融商品に関して、報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当初認識以降に SICR が生じていないと推定することができる（IFRS 第9号5.5.10項）。ここで、信用リスクが低いかな否かの判断にあたっては、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的な内部信用格付け又は他の方法論を使用することができる（IFRS 第9号B5.5.23項）。
20. さらに、IFRS 第9号では、予想信用損失を測定する際に必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないとしつつ、企業はたとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって考慮しなければならないとされている（IFRS 第9号5.5.18項及びB5.5.41項）。

ASBJ 事務局の分析

（ステップ4の取扱いに関する検討の方向性）

21. ステップ3では、国際的な比較可能性を重視する観点から、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案した。
22. この点、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者からは次の意見が聞かれている。
 - (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、実務負担及びシステム投資によるコスト負担の観点から、予想信用損失モデルの対象外としていただきたい。
23. また、ステップ4について検討を行った第515回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることについて、以下の意見が聞かれている。

- (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いを論点に追加する場合、債券には時価がある点も考慮して検討することが考えられる。
 - (2) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いを論点に追加する場合、このような債券については、多くの金融機関では市場部門がリスク管理を行っており貸付金と同様の信用リスク管理体制は構築されていないと考えられることから、管理体制に対する影響も勘案して検討を行うべきである。
24. さらに、ステップ3について検討を行った第193回金融商品専門委員会(2023年1月12日開催)では、ソブリン債など信用力の高い債券について簡便的な取扱いを可能とするような実務負担に配慮した取扱いを求める意見が聞かれている。
 25. 以下においては、本資料第22項から第24項に記載した聞かれた意見への対応について検討を行う。

(満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想損失モデルの対象外とすべきという意見への対応)

26. 本資料第22項(1)に記載した聞かれた意見に関して、本プロジェクトは、我が国の会計基準を国際的な会計基準と整合性のあるものとするための取組みの一環として予想信用損失モデルを取り入れることを目的に行っているものであり、この大きな目的の観点からはステップ4も同じであると考えられる。
27. ここで、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象外とした場合、もはや国際的な会計基準と整合的な会計基準として取り扱うことができる範囲を超えたものとして位置付けられる可能性があると考えられる。このため、本プロジェクトにおける基準開発の目的を踏まえると、ステップ4においても、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの適用対象外とすることは困難であると考えられる。

(満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については時価がある点も考慮して検討すべきという意見への対応)

28. 本資料第23項(1)に記載した聞かれた意見に関して、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、市場において時価がある場合があると考えられる。ここで、市場で付けられている時価は、信用リスクだけでなく、市場リスクなど他のすべてのリスクが反映されていると考えられる。
29. 本資料第26項に記載のとおり、本プロジェクトは、我が国の会計基準を国際的な

会計基準と整合性のあるものとするための取組みの一環として予想信用損失モデルを取り入れることを目的に行っているものであり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、信用リスク以外のリスクも含めた減損モデルを採用することは、本プロジェクトにおける基準開発の目的に沿わないことになると考えられる。このため、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の減損については、時価を用いることなく、信用リスクに基づいて測定するモデルを採用することが適切と考えられる。

(管理体制に対する影響も勘案して検討を行うべきという意見への対応)

30. 本資料第 23 項(2)に記載した聞かれた意見は、金融機関における貸付金に関する管理体制と債券に関する管理体制の違いを勘案し、管理体制への影響を懸念する意見である。
31. ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券をセカンダリー・マーケットで取得することが多いと考えられる。
32. この点、市場で流通している債券については、市場における流動性を高める観点から、一般的に格付会社による外部格付を取得している場合が多く、格付会社によっては格付ごとのデフォルト率に関する情報を公表しており⁵、このような格付会社が公表する情報を満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失の測定の基礎として利用することができると考えられる。
33. さらに、ステップ 2 において取り入れることを提案している報告日現在で信用リスクが低い金融商品に関する IFRS 第 9 号の定めを用いることで、「投資適格」の外部格付が付与された債券については SICR が生じていないと推定することができると考えられる（本資料第 19 項参照）。
34. また、「投資適格」の外部格付が付与された債券については、予想信用損失を算定するにあたり、前項で示す報告日現在で信用リスクが低い金融商品に関する推定規定及び格付会社が公表するデフォルト率に関する情報を組み合わせた結果、保有する債券によっては予想信用損失の額に重要性が乏しい場合もあると考えられる。
35. 上述のとおり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る予想信用損失の算定にあたり、本資料第 32 項から第 34 項で示す外部格付を利用する

⁵ 格付会社が公表する平均累積デフォルト率に関する情報の例については、別紙 2 を参照いただきたい。

ことにより対応が可能と考えられることから、必ずしも貸付金に関する管理体制と同水準の管理体制が求められる訳ではないと考えられる。なお、上述の手法は、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の予想信用損失モデルの実務適用に資するものであると考えられることから、これらの内容を補足文書で提供することが考えられる。また、当該補足文書についてはステップ2を採用する金融機関においても利用できると思われる。

(信用力の高い債券について簡便的な取扱いを求める意見への対応)

36. ソブリン債など信用力の高い債券について、実務負荷に配慮する手法として、予想信用損失をゼロとみなすアプローチを検討したが、以下の理由からこのアプローチを採用することは困難と考えられる。
- (1) IFRS 第9号では、予想信用損失を測定する際に、たとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって考慮しなければならないとされている（本資料第20項参照）。
 - (2) 債券には様々な種類が存在しており、国債などのソブリン債であっても発行体や債券種類によって信用リスクは異なる。また、発行体の財政悪化や政情不安といった要因により信用リスクが急速に変化する場合もあると考えられることから、ソブリン債について一律に予想信用損失をゼロとみなす取扱いを会計基準において定めることは困難であると考えられる。
37. なお、ソブリン債など信用力の高い債券について、本資料第34項に記載した手法により予想信用損失を算定した結果、予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合があると考えられる。この点についても、補足文書に記載することが考えられる。また、当該補足文書についてはステップ2を採用する金融機関においても利用できると思われる。

(小括)

38. 上述の対応のまとめは、以下のとおりである。
- (1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券についても、予想信用損失モデルの対象とする。また、時価は用いず、信用リスクに基づいて予想信用損失を算定する。
 - (2) 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について、補足文書に記載する。その際、ソブリン債など信用力の高い債券

について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を記載する。

(「適切な引当水準を確保」する観点からの分析)

39. 前項の場合、IFRS 第 9 号における予想信用損失と乖離はないと考えられるため、適切な引当水準を確保する観点からは問題はないと考えられる。

ASBJ 事務局からの提案

40. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ 4 では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象としつつ⁶、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第 21 項から第 40 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

⁶ 仮に満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とした場合、現行の金融商品会計基準等における時価のある有価証券の減損処理に関する定め（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 20 項及び会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 91 項等）の適用対象外とすることを想定している。

別紙1：FVOCIで測定される負債性金融商品の予想信用損失の認識に関する具体的な会計処理及び開示のイメージ（IFRS第9号設例13）

[参照：

5.5.2項

結論の根拠 BC5.119 項から BC5.124 項]

IE78 ある企業が、公正価値がCU1,000の負債性金融商品を20X0年12月15日に購入し、当該負債性金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する。当該金融商品は、10年の契約期間にわたり金利が5%であり、実効金利は5%である。当初認識時に、企業は、当該資産は購入又は組成した信用減損金融資産ではないと判断する。

| | 借方 | 貸方 |
|-------------------------------------|---------|---------|
| 金融資産－FVOCI ^(a) | CU1,000 | |
| 現金 | | CU1,000 |
| (負債性金融商品を公正価値で認識するため) | | |
| (a) FVOCI とは、その他の包括利益を通じた公正価値を意味する。 | | |

IE79 20X0年12月31日（報告日）に、当該負債性金融商品の公正価値が、市場金利の変動の結果としてCU950に下落した。企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はなかったと判断し、予想信用損失を12か月の予想信用損失に等しい金額（CU30）で測定すべきだと判断する。単純化のため、金利収益の入金についての仕訳は示していない。

| | 借方 | 貸方 |
|--|------|------|
| 減損損失（純損益） | CU30 | |
| その他の包括利益 ^(a) | CU20 | |
| 金融資産－FVOCI | | CU50 |
| (負債性金融商品に係る12か月の予想信用損失及びその他の公正価値変動を認識するため) | | |
| (a) 報告日現在のその他の包括利益における損失累計額はCU20であった。当該金額は、公正価値変動の合計額CU50（すなわち、CU1,000－CU950）を、認識された12か月の予想信用損失を表す減損累計額の変動（CU30）と相殺した金額で構成される。 | | |

IE80 減損累計額CU30について開示が提供されることになる⁷。

IE81 20X1年1月1日に、企業は当該負債性金融商品を、同日現在の公正価値であるCU950で売却することを決定する。

| | 借方 | 貸方 |
|------------|-------|-------|
| 現金 | CU950 | |
| 金融資産—FVOCI | | CU950 |
| 損失（純損益） | CU20 | |
| その他の包括利益 | | CU20 |

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産の認識の中止を行い、その他の包括利益に累積された金額を純損益にリサイクルするため)

以 上

⁷ (ASBJ 事務局が脚注追加) IFRS 第7号「金融商品：開示」第16A項参照。

別紙2：格付会社が公表する平均累積デフォルト率に関する情報の例

(Moody's)⁸

図表2
平均累積デフォルト率 1990 - 2021 年

| | | 調査対象期間 | | | | | | | | | |
|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日本 | コーホート サイズ平均 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
| Aaa | 5 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| Aa | 43 | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| A | 106 | 0.03% | 0.07% | 0.12% | 0.16% | 0.21% | 0.27% | 0.39% | 0.54% | 0.70% | 0.82% |
| Baa | 66 | 0.07% | 0.23% | 0.37% | 0.51% | 0.67% | 0.84% | 0.94% | 1.12% | 1.38% | 1.68% |
| Ba | 19 | 0.60% | 1.41% | 2.29% | 3.27% | 4.55% | 5.87% | 7.07% | 7.56% | 7.56% | 7.56% |
| B | 6 | 1.17% | 2.82% | 4.73% | 7.15% | 9.06% | 11.45% | 14.67% | 18.97% | 18.97% | 18.97% |
| Caa-C | 1 | 19.37% | 19.37% | 19.37% | 19.37% | 19.37% | 19.37% | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| IG | 222 | 0.04% | 0.10% | 0.17% | 0.23% | 0.29% | 0.37% | 0.45% | 0.56% | 0.70% | 0.82% |
| SG | 25 | 1.16% | 2.13% | 3.18% | 4.40% | 5.75% | 7.19% | 8.62% | 9.51% | 9.51% | 9.51% |
| All | 246 | 0.15% | 0.30% | 0.46% | 0.62% | 0.80% | 0.98% | 1.15% | 1.31% | 1.44% | 1.56% |

| | | 調査対象期間 | | | | | | | | | |
|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世界 | コーホート サイズ平均 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 | 8年 | 9年 | 10年 |
| Aaa | 175 | 0.00% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% | 0.01% |
| Aa | 627 | 0.01% | 0.04% | 0.08% | 0.14% | 0.21% | 0.29% | 0.37% | 0.44% | 0.52% | 0.59% |
| A | 1,275 | 0.05% | 0.14% | 0.27% | 0.41% | 0.61% | 0.83% | 1.07% | 1.33% | 1.60% | 1.88% |
| Baa | 1,287 | 0.14% | 0.35% | 0.60% | 0.88% | 1.17% | 1.50% | 1.81% | 2.14% | 2.51% | 2.91% |
| Ba | 674 | 0.60% | 1.62% | 2.83% | 4.17% | 5.43% | 6.68% | 7.90% | 9.10% | 10.38% | 11.68% |
| B | 912 | 2.80% | 6.86% | 11.16% | 15.13% | 18.73% | 21.94% | 24.83% | 27.39% | 29.76% | 31.85% |
| Caa-C | 632 | 9.30% | 16.65% | 22.94% | 28.44% | 33.32% | 37.44% | 40.94% | 44.06% | 46.77% | 48.98% |
| IG | 3,363 | 0.08% | 0.19% | 0.35% | 0.51% | 0.71% | 0.93% | 1.14% | 1.37% | 1.61% | 1.86% |
| SG | 2,217 | 3.96% | 7.89% | 11.60% | 14.92% | 17.83% | 20.36% | 22.58% | 24.55% | 26.38% | 28.03% |
| All | 5,581 | 1.59% | 3.12% | 4.51% | 5.71% | 6.74% | 7.62% | 8.38% | 9.06% | 9.69% | 10.26% |

⁸図表2の統計は全て [Glossary of Moody's Ratings Performance Metrics](#) に基づき、1990年1月1日以降の月次コーホートから算出した。
出所: Moody's Investors Service

(格付投資情報センター (R&I))⁹

データ集：平均累積デフォルト率(ゾーン別、累積年 1年～10年)

| | 1年後 | 2年後 | 3年後 | 4年後 | 5年後 | 6年後 | 7年後 | 8年後 | 9年後 | 10年後 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| AAA | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.13 | 0.26 | 0.26 | 0.26 | 0.26 |
| AA | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.05 | 0.11 | 0.16 | 0.28 | 0.40 | 0.53 |
| A | 0.04 | 0.11 | 0.19 | 0.31 | 0.41 | 0.50 | 0.64 | 0.80 | 0.94 | 1.07 |
| BBB | 0.10 | 0.29 | 0.47 | 0.70 | 0.99 | 1.30 | 1.58 | 1.80 | 2.05 | 2.28 |
| BB | 1.98 | 3.49 | 5.21 | 6.43 | 7.25 | 8.09 | 9.25 | 10.43 | 11.29 | 12.06 |
| B以下 | 8.52 | 13.90 | 17.96 | 20.22 | 22.49 | 23.87 | 25.75 | 26.70 | 27.66 | 28.62 |
| BBB以上 | 0.05 | 0.15 | 0.25 | 0.38 | 0.54 | 0.71 | 0.89 | 1.06 | 1.23 | 1.40 |
| BB以下 | 3.17 | 5.38 | 7.53 | 8.94 | 10.04 | 10.97 | 12.27 | 13.40 | 14.28 | 15.09 |
| 全体 | 0.20 | 0.40 | 0.60 | 0.79 | 1.00 | 1.21 | 1.45 | 1.67 | 1.88 | 2.09 |

以上

⁸ Moody's が公表する「日本の発行体におけるデフォルト率と格付遷移 1990 — 2021」より抜粋。詳細は、次のウェブサイト参照いただきたい。

<https://ratings.moodys.com/api/rmc-documents/391974>

⁹ R&I が 2023 年 6 月 30 日に公表した「<データ集>日本企業のデフォルト率・格付遷移行列 (1978 年度～2022 年度)」より抜粋。詳細は、次のウェブサイト参照いただきたい。

<https://www.r-i.co.jp/rating/data/default.html>